

Yahoo! BB 光シティ サービス規約

ソフトバンク株式会社

第1章 総則

第1条（本規約の適用）

1. ソフトバンク株式会社（以下「当社」といいます）は、このYahoo! BB 光シティサービス規約（以下「本規約」といいます）に従いYahoo! BBサービスのオプションサービスとして「Yahoo! BB 光シティ」サービス（後記第2条第1号に定義し、以下「本サービス」といいます）を提供します。

2. 当社は、当社所定の方法により会員に通知することにより本規約を変更することがあります。その場合には、料金その他の本サービス提供条件は変更後の規約によります。また当社は、本規約に関する追加、変更、特約等の条件（以下「特約条件」といいます）を別途定めることがあります。この場合、特約条件は本規約の一部を構成するものとします。本規約と特約条件との間に齟齬が生じた場合、特約条件が本規約に優先して適用されるものとします。

3. 本規約に定めない事項については、LINEヤフー株式会社が定める「Yahoo! BBサービス会員規約（約款）」を準用するものとします。

第2条（定義）

本規約において用いられる以下の用語はそれぞれ以下に記載する意味を有します。

(1) 「Yahoo! BB 光シティ」サービスとは、当社のIP接続専用サービスに係る専用回線を使用して行うインターネット接続サービスをいいます。

(2) 「サービス契約」とは、本サービスを利用するための本規約に基づく契約をいいます。

(3) 「申込者」とは、当社にサービス契約の締結申込をした者をいいます。

(4) 「会員」とは、当社との間でサービス契約が成立した本サービスの利用者をいいます。

(5) 「電気通信設備」とは、電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電气的設備をいいます。

(6) 「電気通信サービス」とは、電気通信設備を使用して他人の通信を媒介し、または電気通信設備を他人の通信の用に供することをいいます。

(7) 「専用サービス契約約款」とは、当社の定めるIP接続専用サービスに係る約款をいいます。

(8) 「IP接続専用サービス」とは、「専用サービス契約約款」に基づき提供される電気通信サービスをいいます。なお、IP接続専用サービスに関する事項で本規約に定めのない事項については、「専用サービス契約約款」の定めに従うものとし、会員はこれを遵守するものとします。

(9) 「専用回線」とは、IP接続専用サービスに係る専用サービス取扱所と会員が指定する場所との間に設置される電気通信回線をいいます。

(10) 「相互接続点」とは、当社と当社以外の電気通信事業者との間の相互接続協定に基づく接続に係る電気通信設備の接続点をいいます。

(11) 「協定事業者」とは、当社と協定を締結している電気通信事業者をいいます。

(12) 「回線終端装置等」とは、本サービスを利用するために必要なIP接続専用サービスに係る電気通信設備として「専用サービス契約約款」に基づき提供される光ターミナルおよび光BBユニットをいいます。

(13) 「消費税等相当額」とは、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定に基づき課税される消費税および地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づき課税される地方消費税の額に相当する額をいいます。

(14) 「料金等」とは、本サービスの利用料金その他の債務およびこれにかかる消費税等相当額をいいます。

(15)「開通日」とは、申込者の情報が当社のデータベースに登録された日の7日後をいい、当社が確定次第、申込者に通知するものをいいます。

(16)「接続機器」とは、第29条の定めに従い提供する無線LANカード等の接続機器をいいます。

(17)「光番号」とは、専用回線単位に付与された専用回線の識別番号をいいます。

(18)「ID」とは、本サービス会員に対して当社の発行するカスタマーIDをいいます。

第2章 本サービスの内容

第3条 (サービス提供区域)

1. 本サービスの利用に係る専用回線の終端は、当社が別に定める区域内とします。
2. 相互接続点の接続場所等の条件については、当社と協定事業者との間の相互接続協定に基づき変更される場合があります。

第3章 契約

第4条 (契約の単位)

当社は、専用回線ごとに一つのサービス契約を締結します。この場合、一つの本サービスについて契約者で会員は一人に限られるものとします。

第5条 (契約の申込)

サービス契約の申込は、予め本規約に同意の上、当社が定める方法により、当社に対し行うものとします。

第6条 (契約の成立)

1. サービス契約は、前条に従い申込者により本サービスの申込がなされ、当社が当該申込を承諾することを条件として、当社が申込者に通知する開通日に成立するものとします。なお、審査等のため申込者の運転免許証、健康保険証、印鑑証明書、資格証明書、商業登記簿謄本その他の書類の提出を要する場合があります。

2. 前項の定めにかかわらず、当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には本サービスの申込を承諾しないことがあります。

- (1) 当社のIP接続専用サービスに係る承諾を得られないとき。
- (2) 専用回線の終端が属する場所が本サービスの提供区域内であっても、当社の指定エリアではないとき、本サービスを提供するための準備が整っていないとき。
- (3) 過去に不正使用などによりサービス契約を解除されていること、または本サービスもしくは当社が提供する他のサービスを停止されていることが判明したとき。
- (4) 申込者が本サービスと両立しないサービスの提供を受けているとき。
- (5) 申込者が満18歳未満のとき。
- (6) 本サービスの申込を承諾するだけの電気通信設備の余裕がないとき。
- (7) 本サービスを提供することが技術上その他の理由により困難なとき。
- (8) 協定事業者との相互接続協定の条件に合致しないとき。
- (9) 本サービスの入会申込の際の申告事項に、虚偽の記載、誤記、または記載漏れがあったとき。
- (10) 本サービスの利用に係る専用回線を設置する建物等が本サービス提供対象外の建物等であるとき。
- (11) 申込者が、指定したクレジットカードの名義人と異なるとき。
- (12) 申込者が、指定したクレジットカードを発行したクレジットカード会社からクレジットカード利用契約の解除、その他の理由により、クレジットカードの利用を認められていないとき。
- (13) 申込者が現に当社、または当社が別途「プライバシーポリシー」においてパーソナルデータを当社と共同利用する者または第三者提供先として定めた会社の提供する他のサービスの料金等の支払いをなさずあるいは遅延しているとき。

(14) 申込者が過去に当社、または当社が別途「プライバシーポリシー」においてパーソナルデータを当社と共同利用する者または第三者提供先として定めた会社が提供するサービスの利用契約を解除されていることが判明したとき。

(15) 第20条に定める禁止事項に該当するおそれがあると当社が判断したとき。

(16) 当社の業務の遂行に著しく支障があるとき。

(17) その他当社が適当でないと判断するとき。

第7条（契約の変更）

1. 会員は、第5条に定める契約申込時に回答した事項について変更が生じた場合には、直ちにその旨を当社所定の方法に従い当社に報告するものとします。

2. 当社は、当社の裁量により必要と判断した場合には、前項に定める変更内容を証する書類の提示を求めることができるものとします。

3. 会員が第1項に定める報告を怠ったことにより会員に生じた損害について、当社は一切の責任を負わないものとします。

第8条（住所の移転）

1. 会員が住所等に移転する場合、会員は第22条の規定に従い当社に対し解約の通知を行うものとします。

2. 前項の解約通知がなされなかったこと、または解約通知が遅れたことにより、解約手続が遅れた場合でも、会員はサービス契約の終了までに発生する当社に対する料金等の債務を支払うものとします。

第4章 料金等の支払

第9条（料金等）

1. 本サービスの利用料金は、別表記載のとおりとします。

2. 本サービスの利用料金は、インターネット接続サービスの提供区間とIP接続専用サービスの提供区間と合わせて当社が設定するものとします。

第10条（料金等の支払）

1. 会員は本サービスの料金等を当社が別途定める方法にて当社に支払うものとします。なお、会員は、サービス契約申込み後、速やかに当社が別途定める支払方法の中から選択した料金等の支払方法を当社または集金代行業者（後記第3項において定義します）に通知することとします。

2. 料金等の計算方法等についてはYahoo!BBサービス会員規約（約款）第13条乃至第15条に定めるところによるものとします。なお、本サービスの利用開始月についての本サービスの利用料金は、開通日の7日後から起算し、起算を開始した日の属する月の末日までの間の日割計算をします。

3. 当社は、料金等その他サービス契約に基づき当社が会員に対して有する債権の請求および受領行為をLINEヤフー株式会社その他第三者（以下併せて「集金代行業者」といいます）に委託できるものとします。

4. 料金等の支払の履行遅延があった場合または事由の如何を問わず料金等の支払の確認ができなかった場合、当社または集金代行業者より、当社または集金代行業者の定める方法にて再請求を行います。

5. 当社は、本規約において明示的に定める場合および支払義務がない料金等が既に支払われている場合を除き、当社が会員より受け取った料金等について、返還する義務を負わないものとします。

6. 料金等の支払方法を当社もしくは集金代行業者へ通知しない、または通知した支払方

法による料金等の支払の確認ができない等の事由により、当社または集金代行業者が払込票を発行して料金等の請求を行う場合は、別途定める請求書発行手数料および払込処理手数料を加算して料金等を請求いたします。

第5章 その他

第11条（通知・連絡等）

1. 当社は、会員への通知・連絡等を、電子メールの送付または当社 Web サイトへの掲載にて行うことがあります。
2. 会員は、随時、当社 Web サイトを閲覧し、当社からの通知・連絡等を確認するものとします。
3. 本規約に基づいて当社が会員に対する通知を行うことを要する場合、当社は、通知すべき内容を当社の Web サイト上に掲示することにより、当該通知に代えることができるものとします。
4. 会員が当社 Web サイトを確認したか否かに関わらず、当社が Web サイト上に通知・連絡等を掲載してから24時間を経過した場合、全ての会員に対し、通知・連絡等がなされたものとみなされるものとします。
5. 当社は、国立研究開発法人情報通信研究機構法に基づき国立研究開発法人情報通信研究機構がサイバーセキュリティの確保のための措置を十分に講じていないと認められる電気通信設備に関して行う助言および情報の提供に従って、送信型対電気通信設備サイバー攻撃（電気通信事業法第116条の2第1項第1号に定めるものをいいます。）により本サービスの提供に支障が生ずるおそれがある場合に、必要な限度で、当該電気通信設備のIPアドレスおよびタイムスタンプから、当該電気通信設備を接続する会員を確認し、注意喚起を行うことがあります。

第12条（本サービスの中止・停止等）

1. 当社は天災、事変、その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがあるときは、電気通信事業法第8条で定める重要通信を確保するために会員に事前に通知することなく、会員に対する本サービスの全部または一部を中止する措置をとることができるものとします。
2. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合は、会員に事前に通知することなく、また何ら責任を負うことなく本サービスの全部または一部の利用を中止または一時停止することができるものとします。
 - (1) 本サービスを提供するために必要な当社の設備、機器、システム等の保守上または工事上やむを得ない場合、またはこれらに障害が生じた場合。
 - (2) 協定事業者との協定に基づく接続が停止または制限された場合。
 - (3) 前各号の他、当社が営業上または技術上やむを得ないと判断した場合。
3. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、何らの責任を負うことなく、本サービスの全部または一部を廃止することができるものとします。
 - (1) 本サービスを提供するために必要な当社の設備、機器、システム等の全部または一部が滅失または復旧困難な程度に破損した場合。
 - (2) 当社または協定事業者が提供する電気通信サービスの全部または一部が廃止された場合。
 - (3) 協定事業者との協定が契約期間満了、解除その他の事由により終了した場合。
 - (4) 前各号の他、当社が営業上または技術上やむを得ないと判断した場合。

第13条（責任の制限）

1. インターネットおよびコンピュータに関する技術水準、通信回線等のインフラストラクチャーに関する技術水準およびネットワーク自体の高度な複雑さに照らして、現在の一般的技術水準をもっては当社が提供する本サービスについて瑕疵のないことを保証することができないことについて会員はあらかじめ了承するものとします。
2. 当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、本サービスが全く利用できない状態（その契約に係る電気通

信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下本条において同じとします)にあることを当社が知った時刻から起算して、72

時間を超えてその状態が継続したときに限り、会員の損害を賠償に応じるものとします。

3. 前項の場合における損害賠償の範囲は、本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間(24時間の倍数である部分に限ります)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応した本サービスに係る料金(当社が別に定める料金表に規定する利用料金)の合計額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。ただし、会員が消費者契約法第2条第1項に定める消費者の場合、当社の故意または重大な過失があるときは、この限りではありません。

4. 天災事変、原因不明のネットワーク障害その他の不可抗力により、本サービスを提供できなかったときは、当社は一切その責を負わないものとします。

5. 削除

第14条 (免責事項)

1. 当社は、本サービスの内容、および会員が本サービスを通じて得る情報等について、その完全性、正確性、確実性、有用性等いかなる保証も行いません。

2. 本サービスに関連して発生した会員(消費者契約法第2条第1項に定める消費者以外の会員(法人等)を除きます。)の損害について、当社の過失により、当社が損害賠償責任を負う場合の賠償の範囲は、本サービスの利用料金の1ヵ月分を上限とします。ただし、当該損害が当社の故意または重大な過失に起因する場合は、本項の規定は適用しません。

3. 本サービスを利用するために必要な機器等の障害に起因して当社が本サービスを提供できない場合において、当社専用回線の終端が属する場所に立ち入ることができず、当該障害の復旧が遅延したことにより会員に発生する損害については、当社は一切の責任を負いません。

4. 当社は、当社工事等の実施にあたって、本サービスの提供に係る土地、建物その他工作物等または機器、設備等に損害を与えた場合に、それがやむを得ない理由によるものであるときには、その損害を賠償しないものとします。

5. 当社は、会員が消費者契約法第2条第1項に定める消費者以外(法人等)の場合、本サービスに基づき当該会員に生じた一切の損害について、本規約にて明示的に定める以外、賠償の責任を負わないものとします。

第6章 会員の義務

第15条 (サービスの利用)

1. 会員は、本規約その他当社が随時通知・連絡等する内容に従い、本サービスを利用するものとします。

2. 会員は、当社が認めた場合を除き、同居の家族以外の第三者に対し、本サービスを利用させることはできません。専用回線またはIDを用いて本サービスが利用された場合には、会員自身が本サービスを利用したものとみなします。

3. 前項の他、当社は、本サービスの種類等に応じ、その利用にあたって別途制限事項を設けることがあります。この場合、会員は当該制限事項に従うものとします。

4. 会員は、本サービスを通じて発信する情報につき一切の責任を負うものとし、当社に何等の迷惑または損害を与えないものとします。

5. 本サービスの利用に関連して、会員が他者に対して損害を与えた場合、または会員が他者と紛争を生じた場合、当該会員は自己の費用と責任で解決するものとし、当社に何等の迷惑または損害を与えないものとします。

6. 当社は、会員がWebサイトを閲覧する場合に、児童ポルノアドレスリスト(一般社団法人インターネットコンテンツセーフティ協会が提供する児童ポルノアドレスリストをいいます)に基づき、当該Webサイト、画像または映像等の閲覧を制限することがあります。

7. 当社は、本サービスのインターネット接続において、悪意のある第三者により会員が利用している端末がコンピューターウイルスやワーム、スパイウェア等へ感染することにより、個人情報搾取等の会員の不利益となることを防ぐため、以下の対応を行います。なお、以下対応は完全性を保証するものではなく、また遮断されたインターネット接続への影響について、当社は責任を負いません。

(1) 会員がインターネットサービスへアクセスする場合、そのアクセス要求に付随するドメイン情報を自動的に検知し、当社の保持している悪意のあるサーバーのドメインリストと照合いたします。

(2) 照合の結果、当該ドメインリストと合致する場合、その通信を遮断します。

8. 会員は前項第1号および第2号に同意しない場合、当社が別途定める方法により、その機能を無効にすることができます

第16条（IDの管理）

1. 本サービスの利用に関して会員にIDが付与される場合、当該会員は、IDを管理する責任を負います。

2. IDの譲渡、名義変更はできません。

3. 当社は、IDの使用上の過誤や第三者の使用による損害の責任を負いません。

4. 会員は、IDを忘れた場合や第三者に知られた場合には、速やかに当社に届け出るものとします。

第17条（サービス利用環境の維持）

1. 会員は、本サービスを利用するために必要な機器、設備および通信回線等本サービスを利用するために必要な利用環境を自己の責任をもって維持するものとします。

2. 会員は、前項に定める電気通信設備および会員の端末機器等を他人に無断で使用されないよう、会員自身の責任においてこれらを管理するものとします。

3. 前2項に定める利用環境の維持、設備・機器等の管理がなされなかったために会員が本サービスを利用できなかった場合であっても、当社は一切責任を負わず、また料金等の減額・返還等には応じないものとします。

第18条（承諾の限界）

当社は、会員から当社へ直接あるいは協定事業者を通じて工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき、または工事後の保守を行うことが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。会員は、あらかじめ異議なくこれを承諾するものとします。

第19条（会員の切分責任）

1. 会員は、本サービスの利用中において異常を発見したときは、会員の端末機器その他当社の責任範囲に属さない設備、機器等に故障がないこと、および回線終端装置等に適正に電力が供給されていることを確認のうえ、当社へ修理の請求をするものとします。

2. 前項の確認に際して、会員から請求があった場合には、当社は、当社が別に定める方法により試験を行い、その結果を会員にお知らせします。

3. 当社は、専用回線および回線終端装置、成端キャビネット等の電気通信設備に障害を生じ、または、その設備が滅失したことを知ったときは、速やかにその設備を修理し、または復旧します。

4. 当社が行う第2項の試験により、専用回線に故障がなく、故障の原因が会員の端末設備その他当社の責任範囲に属さない設備、機器等にありと判定されたときは、会員が当該試験に要した費用を負担するものとします。この場合の負担を要する費用の額は、当社係員の派遣および試験の実施に要した費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

第7章 禁止事項等

第20条 (禁止事項)

会員は本サービスの利用にあたって以下の行為を行ってはならないものとします。

- (1) 他者または当社の著作権、その他の権利を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為。
- (2) 他者または当社の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為。
- (3) 他者のメール受信を妨害する行為、その他、他者もしくは当社に不利益もしくは損害を与える行為、またはそれらのおそれのある行為。
- (4) 他者または当社を誹謗、中傷する行為。公序良俗に反する行為もしくはそのおそれのある行為、または公序良俗に反する情報を他者に提供する行為。
- (5) 犯罪的行為もしくは犯罪的行為に結びつく行為、またはそのおそれのある行為。
- (6) 事実に反する、またはそのおそれのある情報を提供する行為。
- (7) ストーカー行為等の規制等に関する法律に違反する行為。無限連鎖講（ネズミ講）を開設し、またはこれを勧誘する行為。
- (8) サービスによりアクセス可能な当社または他者の情報を改ざん、消去する行為。選挙の事前運動等公職選挙法に違反する行為。
- (9) 他者に対し、無断で広告・宣伝・勧誘等の電子メールを送信する行為または嫌悪感を抱く電子メール（嫌がらせメール）を送信する行為。
- (10) 連鎖的なメール転送を依頼する行為および当該依頼に応じて転送する行為。
- (11) 本人の同意を得ることなく、または不当な手段により他者の個人情報または他の会社の公開されていない情報を収集する行為。
- (12) 本サービスの運営を妨げ、またはその信用を毀損する行為。IDおよびパスワードを不正に使用する行為。
- (13) 当社または他者の設備等に無権限でアクセスする行為。
- (14) コンピューターウイルス等有害なプログラムを本サービスを通じて、または本サービスに関連して使用し、または提供する行為。
- (15) 本サービスを利用して電気通信事業法に定める電気通信事業を営む行為。
- (16) 本サービスを利用して、不特定または多数の第三者の需要に応じて、電気通信役務を反復継続して提供する行為。
- (17) その他、法令に違反する、または違反するおそれのある行為。
- (18) 上記各号のいずれかに該当する行為（当該行為を他者が行っている場合を含みます）が見られるデータ等へ当該行為を助長する目的でリンクを張る行為。
- (19) その他、合理的な理由に基づき、会員として不適切・不相当と認められる場合。

第21条 (利用停止等)

1. 当社は、会員が次の各号のいずれかに該当するときは、本サービスの利用を停止することがあります。その場合、当社はあらかじめそのことを当社の定める方法で会員に通知するものとします。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではないものとします。

- (1) サービス契約に関して当社に虚偽の事項を通知したことが判明したとき。
- (2) 支払期日を経過しても本サービスの料金等を支払わないとき。（なお、第27条第2項により、権利の譲渡が行われた場合には、権利の譲受人に対する料金等の不払も含むものとします）
- (3) 料金等の支払に使用するクレジットカードを発行したクレジットカード会社からクレジット利用契約の解除その他の理由によりクレジットカードの利用を認められなくなったとき。
- (4) 第20条その他本規約の規定に違反したとき。
- (5) 本サービスに関する当社の業務の遂行または当社の設備、機器、システム等に著しい障害を及ぼし、または及ぼすおそれがある行為をしたとき。

(6) 会員が、当社が提供する他のサービスの会員の場合、または「IP電話サービス契約約款」に基づき提供されるIP電話サービスの会員の場合で、当該サービスの利用停止事由が発生したとき、またはこれらの利用を停止されたとき。

(7) 本サービス契約成立後に第6条第2項各号に該当する事由の存在が判明したとき。

(8) 会員の料金等の支払意思が確認できないとき。

2. 会員が複数のサービス契約を締結している場合において、当該サービス契約のうちのいずれかについて前項の規定により本サービスの利用を停止されたときは、当社は、当該会員が締結している他の全てのサービス契約に基づく本サービスの利用を停止することができるものとします。

3. 当社は、当社所定の基準にしたがい本サービスの運営上必要であると判断した場合、会員のサービス利用に係る通信について、当該通信に割り当てる帯域を制限する場合があります。

4. 本条に基づき本サービスの利用が停止・制限された場合であっても、当該本サービス停止・制限原因が解消されるまで、またはサービス契約が解除されるまでの間については、会員は料金等の支払義務を免れないものとします。また、当社は本条に基づく本サービスの利用の停止または制限により会員に発生した損害について、一切責任を負わないものとします。

第8章 解約等

第22条 (会員によるサービス契約の解除)

会員は、サービス契約を解約しようとするときは、当社所定の方法によりあらかじめ当社に通知するものとし、会員が別段の意思表示をした場合を除き、当該通知が当社に到達した月の月末をもってサービス契約が終了するものとします。

第23条 (当社が行うサービス契約の即時解除)

1. 当社は、第21条第1項に基づき本サービスの利用停止を受けた会員が当社から期間を定めた催告を受けたにもかかわらず、なおその事由が解消されない場合には、利用契約を解約できるものとします。

2. 前項にかかわらず、当社は、会員が次のいずれかに該当した場合には、利用停止せずに、直ちに直ちに利用契約を解約することができるものとします。なお、この場合、会員が本サービスの他に当社が提供する他のサービスを利用している場合には、当社は当該サービスの利用契約についても同様に解除することがあることを、会員は予め了承するものとします。

(1) 第21条第1項各号所定の事由に該当し、当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼす場合。

(2) 会員に対する差押え、仮差押え、または仮処分命令の申立てがあった場合。

(3) 破産、民事再生手続（個人債務者再生手続を含みます）の申立てがあった場合。

(4) 手形不渡りその他支払いを停止した場合。

(5) 当社からの通知が到達しなかった場合、その他居所が判明しない場合。

(6) 会員が死亡したことを当社が知った場合。

(7) 当社が提供する他のサービスの会員の場合で、当該会員資格を失った場合、またはこれらのサービスの解除事由に該当した場合。

(8) IP接続専用サービスに係る利用契約が終了した場合。

(9) 当社からの連絡に会員が60日以上返答せず、会員との連絡が不通であると認められる場合。

(10) 光番号が失効した場合。

(11) その他、合理的な理由に基づき、会員として不適切・不相当と認められる場合。

3. サービス契約が解除された場合、会員は、サービス契約および当社と会員間で締結された他の契約に基づく一切の債務につき当然に期限の利益を喪失し、未払債務の全額を直ちに当社に支払うものとします。

4. 当社は本条第1項または第2項の規定により、利用契約を解約しようとするときはあらかじめそのことを当社所定の方法にて会員に通知するものとします。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

第9章 雑則

第24条（情報等の削除）

1. 当社は、会員が当社の提供するサーバー上に登録した情報または文章等が、以下の事項に該当すると判断した場合、当該会員に通知することなく、当該情報または文書等を削除することができるものとします。

(1) 第20条各号の禁止行為に該当する場合、または個別規約において禁止事項として定められた行為に該当する場合。

(2) 本サービスの保守管理上削除することが必要であると当社が判断した場合。

(3) 登録、提供された情報または文書等の容量が当社の機器の所定の記録容量を超過した場合。

(4) その他、当社が削除の必要があると判断した場合。

2. 前項の規定にかかわらず、当社は、情報の削除義務を負うものではありません。

3. 当社は、本条の規定に従い情報を削除したこと、または情報を削除しなかったことにより会員または第三者に発生した損害について、一切責任を負いません。

第25条（著作権等）

1. 会員は、本サービスを通じて当社が会員に提供する情報（映像、音声、文章等を含みます。以下同じとします）に関する著作権その他一切の権利が、当社または当社に対して当該情報を提供した第三者に帰属するものであることを確認します。

2. 会員は、本サービスを通じて当社から提供される情報を自己の私的使用の目的にのみ使用するものとし、商業目的に利用したり、他者への転送や一般公衆が閲覧できる Web サイト等への掲載をしたり、私的使用の範囲を超える目的で複製し、出版し、放送し、公衆送信するなどを行ってはならず、および第三者をして行わせてはならないものとします。

第26条（パーソナルデータの取り扱い）

1. 当社は、会員および申込者のパーソナルデータを「プライバシーポリシー」に定めるところにより、その目的の遂行に必要な範囲において取り扱うこととします。

2. 会員は、債権管理のために当社が必要と認めた場合には、契約者の住民票を当社が取得し利用することに同意するものとします。

第27条（権利の譲渡制限）

1. 会員は、サービス契約上の地位またはサービス契約に基づく権利義務のいかなる一部についても、譲渡、貸与または質入等の担保設定その他一切の処分を行ってはならないものとします。

2. 当社は、本規約に基づき会員に対して有する権利を金融機関その他の第三者に対して譲渡もしくは信託し、または担保権を設定する場合があります。会員はあらかじめこれを異議なく承諾するものとします。

第28条（管轄裁判所）

会員と当社との間で本サービスに関して紛争が生じた場合は、東京簡易裁判所または東京地方裁判所を第一審の管轄裁判所とします。

第10章 接続機器に関する特約

第29条 (接続機器に関する特約)

接続機器のうち無線LANカードについては、当社が定める「接続機器レンタル規約」が適用されるものとします。

第11章 プレミアムに関する特約

第30条 (プレミアムについて)

1. プレミアムとは、Yahoo! BBの全会員に対して提供するプロバイダーサービスに、LINEヤフー株式会社が定める「Yahoo! BB サービス会員規約」の「プレミアムプラン特約」に定めるサービスを追加したプロバイダープランをいいます。
2. プレミアムは、24ヵ月継続利用することに同意して申し込みを行う会員に対して提供されるサービスです。

第31条 (契約の成立)

<本サービスと同時にプレミアムに申し込みを行った会員>

第6条第1項に定める本サービスの契約成立日に準じるものとします。

<本サービスを既に契約している会員>

プレミアムの申し込みを当社が受諾した日の翌日に契約が成立するものとします。

第32条 (課金開始日)

<本サービスと同時にプレミアムに申し込みを行った会員>

第10条第2項に定める本サービスの課金開始日に準じるものとします。

<本サービスを既に契約している会員>

プレミアムの申し込みを当社が受諾した日の翌日とします。なお、当該日が属する月のプレミアムの利用料金は日割り計算しないものとします。

第33条 (契約期間および解除料)

1. プレミアムの課金開始日の属する月を1ヵ月目として、24ヵ月目の末日までを契約期間とし、契約期間の満了の月までに解約の申し込みを行わなかった場合は、更に24ヵ月間を契約期間として自動更新されるものとします。
2. プレミアムの解除料は以下に定めるとおりとします。
契約期間の満了日が属する月、翌月および翌々月以外の月に、会員によるプレミアムの解約、または当社によるプレミアムの契約の解除をした場合、会員は解除料として3,300円(税込)を一括して当社の定める期日までに支払うものとします。

(2007年9月20日制定)

(2007年9月20日実施)

(2008年2月29日改定実施)

(2009年2月10日改定実施)

(2009年4月1日改定実施)

(2009年7月1日改定実施)

(2010年3月31日改定実施)

(2011年4月21日改定実施)

(2013年3月1日改定実施)

(2013年4月19日改定実施)

(2013年6月1日改定実施)

(2014年1月31日改定実施)

(2015年4月1日改定実施)

(2015年7月1日改定実施)

(2016年12月7日改定実施)

(2017年1月16日改定実施)

(2020年4月1日改定実施)
(2021年4月1日改訂実施)
(2022年4月1日改定実施)
(2022年7月1日改定実施)
(2022年10月18日改定実施)
(2023年6月1日改定実施)
(2023年8月1日改定実施)
(2023年10月1日改定実施)
(2024年7月1日改定実施)
(2025年1月16日改定実施)

(別表)

(1) 初期費用

(税込)

Yahoo! BB 光シティ 契約事務手数料	3,143 円 ※
------------------------	-----------

※ただし、BB フォン光シティと同時申込の場合は無料。

(2) 月額利用料金

(税込)

プレミアム

光シティ 基本料	3,697 円
プロバイダー料	1,694 円
合計	5,391 円

スタンダード

光シティ 基本料	3,697 円
プロバイダー料	1,419 円
合計	5,116 円

※消費税計算上請求金額と異なる場合があります。

サービス提供区域 (第3条)

岡山県新見市